

令和3年1月15日

日本透析医学会会員各位

公益社団法人 日本透析医学会
新型コロナウイルス感染対策ワーキンググループ
委員長 菊地 勘

新型コロナウイルス感染症の透析患者に対する医療提供体制の整備について（お願い）

会員の皆様には、日頃から当会の運営につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

年末年始以降の全国的な新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の増加を受け、首都圏1都3県は本年1月7日に、13日には7府県を加え11都府県を対象に緊急事態宣言が発令されました。

透析医療においても、日本透析医学会・日本透析医学会・日本腎臓学会新型コロナウイルス感染対策合同委員会の集計で、2020年12月25日から2021年1月7日までの2週間で新規感染者が約180名とこれまでにない増加をみせています。

COVID-19透析患者については、令和2年4月2日の厚生労働省からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」により、透析患者は、無症状病原体保有者および軽症患者でも、自宅療養の対象とはならず、入院対応となり、この方針は現在も変更はありません。

その一方で、昨今のCOVID-19透析患者の激増に伴い、首都圏や大阪府、愛知県等では、透析患者は無症状・軽症でも入院という原則が保てなくなり、入院が決まるまでの間は、自施設での透析をお願いする状況となっております。

令和2年6月19日の厚生労働省からの事務連絡「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」により、各都道府県と各地域の透析治療における専門家が連携して、事前に透析治療を行うことができるCOVID-19の入院受入医療機関の病床確保、COVID-19透析患者が発生した場合の入院調整が求められています。

会員の皆様方におかれましては、各地域で行政と連携しながらCOVID-19透析患者の医療体制確保にご尽力されておられると承知しておりますが、患者の激増と医療体制の逼迫を踏まえ、今一度下記につき、行政と検討、ご確認いただければ幸いです。

1. COVID-19 透析患者の病床確保について

上記のように透析患者は症状にかかわらず入院が原則になっていますが、COVID-19 透析患者の急増のため、都市部を中心に現状の受け入れ施設だけでは入院調整が困難となっております。特に、透析に関しては軽症・中等症病床が不足する傾向にあります。感染症指定医療機関の病床逼迫を軽減するという意味でも、当該自治体と協議しながら、各都道府県における透析対応の軽症・中等症の病床の増床をご検討いただければ幸いです。

2. COVID-19 透析患者の外来対応について

上記のとおり、一部の地域では、COVID-19 が確定しても指定医療機関等への入院ができず、受入医療機関以外での入院透析や外来透析で対応せざるを得ないケースが既に出てきておりますが、現在入院対応が可能な地域でも、透析施設でクラスターが発生するなどして COVID-19 透析患者が激増した場合は、対応が困難になることは十分想定されます。

会員の皆様におかれましては、都道府県透析医会（透析医会支部）等を通じ、COVID-19 透析患者が入院困難な場合の対応について、当該自治体との協議をお願い申し上げます。

なお、既に外来対応例がある東京では当該の保健所が民間救急車や感染者搬送車両を利用しており、また大阪では自治体が介護タクシーを借り上げて患者搬送を行い外来施設での透析を行っています。

それぞれの地域の状況を踏まえ、ご検討くださいますようお願いいたします。